

秋田市シティプロモーション基本方針印刷製本業務委託仕様書

1 目的

本市が推進すべきシティプロモーションの考え方や推進方法等を整理し、「秋田市シティプロモーション基本方針」として策定し、各課所室および市民等が一丸となって取り組むべきターゲットや推進の方向性などを示すものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日まで

3 実施要領

(1) 作業内容

ア 作業の概要

(ア) 「秋田市シティプロモーション基本方針」の編集・組版および製本

(イ) 令和3年3月26日までに制作物を納品し、業務完了報告書を提出するものとする。

イ 数量、規格等

(ア) 秋田市シティプロモーション基本方針

A4判 36項（表紙4頁および本編32項） フルカラー 1,500部

※「4 作業にあたっての注意事項」を参照のこと。

4 作業にあたっての注意事項

(1) 制作物の作成

受託者は、市が提供する資料等をもとに、制作物を完成するものとする。また、制作物の作成にあたっての様式、全体構成については、市と十分調整を図り作成すること。

(2) その他

受託者は、市が必要とした時に、遅滞なく打ち合わせ等に応じること。

5 成果物について

(1) 秋田市シティプロモーション基本方針：1,500部

(2) (1)のデータ（PDFファイル、データはExcelファイル）

(3) 成果品、作成した資料およびその著作権は秋田市に帰属するものとする。

6 個人情報保護について

個人情報の保護については、秋田市個人情報保護条例（平成17年条例第11号）の規定に従い適正に取り扱うこと。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、重要と認める事項については、秋田市と予め文書で協議し、承認を得なければならない。
- (4) 契約に係る費用は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、一部委託については、あらかじめ、書面により秋田市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、秋田市と受託者で協議のうえ、決定する。